

資料5

# オンラインゲーム 消費者トラブルの法律問題

---

英知法律事務所  
弁護士 森亮二

# アカウントの抹消・停止

---

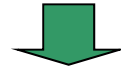
- 利用規約の根拠条項の不当条項性
  - アカウントの停止・抹消は、往々にして過酷な結果となる。(ゲームにつき込んだ膨大な労力がムダに..)
  - (ゲームではないが)SNSなどでは、バックアップの可能な停止と抹消では大違い。抹消については合理性を厳しく問われるのでは？
  
- 抹消・停止処分の有効性
  - プロセスの合理性
    - ☞ 利用規約違反 ⇒ アカウント停止 ⇒ 弁明を聞く ⇒ 再開の可否を判断..のようにすべきでは？
  
  - 抹消・停止とする事由の合理性
    - ☞ 軽微な違反でも停止・抹消としていいか？

# ID・パスワードの管理と「見なし条項」①

---

## □ 見なし条項の有効性

- たとえば利用規約違反行為について「心当たりがない」といわれても、サービス事業者側では、アクセスログくらいしか証拠がなく、事実関係は分からない。



- そのため、見なし条項（「ID・パスワードの利用はお客様の利用とみなします」）。に頼らざるをえない。



- 「本人でない者による行為の効果が本人に帰属するかどうか」という問題（つまり「なりすまし」）については、従来、民法の表見代理規定の類推適用や民法478条の適用範囲の問題としてとらえられてきた。しかし、ユーザーがアカウントを割り当てられるオンラインサービス上のなりすましにおいては、従来の考え方は必ずしも使えないのではないか。

## ID・パスワードの管理と「見なし条項」②

### □ 表見代理規定の類推

- ① 本人であるような外観があること
- ② 外観について本人に帰責事由があること
- ③ 本人と信じたことについての相手方の善意・無過失

効果帰属

### □ 民法第478条(債権の準占有者への弁済)

- ① 債権者であるような外観があること
- ② 債権者と信じたことについての債務者の善意・無過失

効果帰属

- ☛ これらの考え方は、「信じて取引する」「信じて弁済する」という相手方の事情・行為に着目したもの。しかしながら、オンラインサービスの認証については、サービス事業者が「ユーザーと信じて●●する」ということはなく、ユーザーのパスワード等を用いた行為を事後的にユーザーの責任にできるか、ということだけが問題。仮に「表見代理規定の類推」の要件が満たされる場合のみ有効、というようなことになると「②本人の帰責事由」が必要になり、事業者にとって酷な結果となる。 4

## オンラインゲームと賭博

- 近時、現実のパチンコ店におけるパチンコ、パチスロ等とまったく同じ仕様のオンラインのパチンコ、パチスロ等が出てきている。
- 出球については、ゲーム内通貨やアバター等のゲーム内の商品(以下「ゲーム内通貨等」)に交換できるものや、高額の家電製品等の抽選権となるものなどがある。
- ユーザーが出球を直接換金できるサービスは今のところ存在せず、獲得したゲーム内通貨等を自由に換金できるサービスも限られているが、サービス事業者とは無関係なリアルマネートレーディングによって、換金できることがある。
- パチンコやゲームセンターでの景品提供が賭博に当たるかどうかについて、直接明らかにした法令やガイドラインはないものの、風適法やその関連法令等は、いわゆる「射幸心」に影響する問題についても規制を行っており、風適法による規制の範囲内であれば、事実上、賭博にはあたらないものとして、営業を行うことが可能になっている。
- オンラインのパチンコやゲームが急速に普及する状況下で、風適法の適用がない、オンラインのパチンコやゲームについての何らかのルール策定を検討する必要があるのではないかと。ただし、現実のパチンコ、パチスロの現状からすると、新規立法等による規制は、非現実的であると考えられる。